

1 平成 29 年度及び平成 30 年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(1) 平成 29 年度

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの※	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	2	2	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		2	2	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	5	5	0	0
		補助金等交付団体	3	3	0	0
		指 定 管 理 者	4	4	0	0
	計		12	12	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
	所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—
補助金等交付団体			1	1	0	0
指 定 管 理 者			0	—	—	—
計		1	1	0	0	
指導事項		出資・出捐団体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	2	2	0	0
計		5	4	0	1	
検討事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		0	—	—	—	
合 計		21	20	0	1	

(2) 平成 30 年度

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A - B - C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	2	0	1	1
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	1	0
	計		5	2	2	1
	指導事項	出資・出捐団体	7	1	1	5
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	2	0	2	0
	計		10	1	4	5
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	0	0	2
		指 定 管 理 者	1	0	1	0
	計		3	0	1	2
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	1	0	1	0
	計		2	0	2	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		20	3	9	8	

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年5月8日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成 30 年度

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	平成 29 年度の決算において、前年度指導したにもかかわらず、医業未収金の貸倒損失額の計上を誤っていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 指摘事項については、平成 30 年度中の会計処理において貸倒損失額の修正を行った。 また、二期連続であることを踏まえ、直ちに、前回講じた措置（元データの計算式を修正し、計上誤りの原因を解消）の反映状況を見直し、指摘箇所（平成 29 年 8 月）以外は適正に処理していることを確認した。 今後は、月例事務処理において、複数の職員で元データの計算結果を確認する体制を維持するとともに、決算時には医事課及び総務課において当該年度分を検算する等、適正な事務処理を行う。

指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
文化伝承課	トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ (岐阜県先端科学技術体験センター)	薬品の管理事務について、「岐阜県先端科学技術体験センターの管理に関する基本協定書」及び「岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務仕様書」に基づき「薬品の保管管理規程」を定め管理を行っているが、次の不適正な事項が認められ、管理が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 一部の劇物について、施錠しないまま一般薬品と混在して保管されていた。 2 毒物及び劇物並びに一般薬品について、「薬品保管簿」に残量が適切に記入されておらず、また、在庫点	指摘事項について、指定管理者に対応を求めたところ、以下のとおり対応した旨の報告を受け、「薬品の保管管理規程」に基づいて薬品を管理していることを確認した。 岐阜県先端科学技術体験センターの全職員に対して、平成 30 年 12 月 19 日に薬品管理研修を実施し、関係法令及び「薬品の保管管理規程」に基づく薬品管理体制を再認識させるとともに、次のとおり対処し、適正な保管管理を図った。 1 直ちに毒物及び劇物を施錠できる薬品棚へ移し、一般薬品と区別して保管した。

		<p>検を年1回行っていたが、正確な点検となっていないものがあつた。</p> <p>3 薬品は薬品庫に保管することとなっているが、研究室に持ち出されたままの薬品が多数認められた。</p>	<p>2 直ちに全ての薬品の残量を重量で計測して「薬品管理簿」に記録し、在庫点検を行った。また、「薬品の保管管理規程」を平成31年3月28日に改正し、使用の都度残量を計測することを明記するなど薬品管理体制を強化した。</p> <p>3 直ちに薬品を薬品庫へ移すとともに、全職員に対して使用後は速やかに薬品庫へ返却するよう徹底を図った。</p>
--	--	---	---

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	平成29年度の決算において、平成29年3月に取得した車両に係る耐用年数の登録を誤っていたことにより、減価償却額が109,761円過大となっており、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	<p>指導事項について、当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項については、固定資産台帳を修正するとともに、平成30年度中の会計処理（平成30年12月31日付け）において減価償却累計額の修正を行った（修正額185,750円。うち、過年度分109,763円（端数調整額含む）、現年度分75,987円）。</p> <p>今後、償却資産を取得する際は、地方公営企業法施行規則等を参考に、物理的減価と機能的減価双方を考慮して決定し、より適切な耐用年数の設定に努めるとともに、固定資産台帳の登録に当たっては、複数の職員で耐用年数などを確認することにより適正な事務処理を行う。</p>

補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課	ぎふ親子ほのぼの推進ネットワーク (地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金)	地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり補助対象経費の支	<p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項1について、執行</p>

	<p>出証拠書類として十分でないものが見受けられたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 講師料の支払について、領収書に領収者の署名がないものがあった。</p> <p>2 旅費の支給について、複数の者に対する旅費であるにもかかわらず、1枚の領収書で処理されており、当該領収書の領収者の署名も1名のみとなっているものがあった。</p>	<p>済みの分に関しては関連書類により講師への支払が行われていることを確認した。</p> <p>また、講師料の支払の際には、領収書に領収者の署名があることを確認する。</p> <p>指導事項2について、執行済みの分に関しては関連書類により旅行者各自への支払が行われていることを確認した。</p> <p>また、旅行者毎に領収書を徴し、それぞれの署名があることを確認する。</p> <p>今後、交付要綱等関係通知をよく確認し、県担当者と密に連携を図るとともに適正な処理を行うこととする。</p>
--	--	---

指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
障害福祉課	一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会 (岐阜県聴覚障害者情報センター)	岐阜県聴覚障害者情報センターの管理運營業務において、「岐阜県聴覚障害者情報センターの管理に関する基本協定書」に基づき、賠償保険及び傷害保険へ加入すべきところ、未加入の期間が認められたので、今後は適正に処理されたい。	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>岐阜県聴覚障害者情報センターにおいては、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に当たっては、基本協定書に基づき、賠償保険及び傷害保険に加入することとしている。</p> <p>しかし、手話通訳者及び要約筆記者の登録作業が遅くなった結果、5月に保険加入となり、保険未加入期間が発生している。</p> <p>今回の監査を踏まえて、手話通訳者及び要約筆記者の賠償保険及び傷害保険への加入については、センター登録調書の送付作業を例年より早め、3月中旬に手話通訳者及び要約筆記者登録者名簿を確定させ、平成31年3月20日に保険加入が完了したことを確認した。</p> <p>また、登録希望者に事情があつて遅滞が生じた時には、</p>

			その都度保険加入手続をするものとし、保険加入日から活動可能とする旨を通知することとする。
子ども家庭課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立白鳩学園)	岐阜県立白鳩学園の管理運営業務において、「岐阜県立白鳩学園の管理に関する基本協定書」に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指導事項については、平成31年1月15日付けで「岐阜県立白鳩学園の管理に関する変更基本協定書」を締結した。 今後は、協定を締結するに当たり、法人においてもその内容の確認を慎重に行うこととする。

(3) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
文化伝承課	トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ (岐阜県先端科学技術体験センター)	指定管理施設の薬品の管理事務について、指定管理者は「岐阜県先端科学技術体験センターの管理に関する基本協定書」及び「岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務仕様書」に基づき「薬品の保管管理規程（以下「規程」という。）」を定め管理を行っているが、次の不適正な事項が認められ、管理が十分に行われていなかったため、規程を遵守させるとともに、今後は当該指定管理者に対する指導の強化を図られたい。 1 一部の劇物について、施錠しないまま一般薬品と混在して保管されていた。 2 毒物及び劇物並びに一般薬品について、「薬品保管簿」に残量が適切に記入されておらず、また、在庫点検を年1回行っていたが、正確な点検となっていないものがあつた。 3 薬品は薬品庫に保管する	指摘事項について、指定管理者に対応を求めたところ、以下のとおり対応した旨の報告を受け、「薬品の保管管理規程」に基づいて薬品を管理していることを確認した。 今後も薬品を適切に管理するよう指定管理者を指導していく。 岐阜県先端科学技術体験センターの全職員に対して、平成30年12月19日に薬品管理研修を実施し、関係法令及び「薬品の保管管理規程」に基づく薬品管理体制を再認識させるとともに、次のとおり対処し、適正な保管管理を図った。 1 直ちに毒物及び劇物を施錠できる薬品棚へ移し、一般薬品と区別して保管した。 2 直ちに全ての薬品の残量を重量で計測して「薬品管理簿」に記録し、在庫点検を行った。また、「薬品の保管管理規程」を平成31年3

		こととなっているが、研究室に持ち出されたままの薬品が多数認められた。	月 28 日に改正し、使用の都度残量を計測することを明記するなど薬品管理体制を強化した。 3 直ちに薬品を薬品庫へ移すとともに、全職員に対して使用後は速やかに薬品庫へ返却するよう徹底を図った。
--	--	------------------------------------	---

(4) 所管機関監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課	ぎふ親子ほのぼの推進ネットワーク (地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金)	ぎふ親子ほのぼの推進ネットワークに対する地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり補助対象経費の支出証拠書類として十分でないものが見受けられ、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。 1 講師料の支払について、領収書に領収者の署名がないものがあった。 2 旅費の支給について、複数の者に対する旅費であるにもかかわらず、1枚の領収書で処理されており、当該領収書の領収者の署名も1名のみとなっているものがあった。	補助事業の適切な執行のため、団体に対し、平成 31 年 2 月 27 日に事務処理に関する説明を行い、事務処理体制の強化に努めるよう指導した。 指導事項 1 について、今回指導があった事案に関しては関連書類により講師に支払が行われていることを確認した。 また、領収書に領収者の署名があることを確認するよう指導した。 指導事項 2 について、今回指導があった事案に関しては関連書類により旅行者各自に支払が行われていることを確認した。 また、旅行者毎に領収書を徴し、署名するように改めるよう指導した。 今後は、実績報告書の審査及び確認に当たっては複数の職員で確認すること等により適正な事務処理を行う。

指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
子ども家庭課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立白鳩学園)	岐阜県立白鳩学園の管理運営業務において、「岐阜県立白鳩学園の管理に関する基本協定書」に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていたので、速	指導事項については、法人と平成 31 年 1 月 15 日付で「岐阜県立白鳩学園の管理に関する変更基本協定書」を締結した。 また、今後は、協定を締結

	やかに措置するとともに、 今後は適正に処理されたい。	するに当たり、法人においてもその内容の確認を慎重に行う旨の報告を受けたこと及び当課においても内容確認を徹底する。
--	-------------------------------	--